

苫小牧工業高等専門学校的外部評価受審に際しての 基礎データの蓄積に関する要項

制 定 平成 21 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要項は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）の外部評価受審に際しての基礎データの蓄積に関して必要な事項を定め、基礎データの管理体制を整備し、円滑な管理・運用を図ることを目的とする。

(基礎データの種類)

第 2 条 基礎データの種類は、次に掲げるとおりとする。なお、基礎データ、担当委員会および提出責任者については、提出書類一覧表（別表 1）（以下「一覧表」という。）に定めるとおりとする。

- 一 日本技術者教育認定機構受審に際しての根拠データ
- 二 機関別認証評価受審に際しての根拠データ
- 三 その他総括責任者が必要と認めるデータ

(基礎データ総括責任者)

第 3 条 基礎データ総括責任者（以下「総括責任者」という。）および基礎データ副総括責任者（以下「副総括責任者」という。）は次のとおりとする。

- 一 総括責任者 事務部長
- 二 副総括責任者 総務課長、学生課長

(基礎データ総括担当者)

第 4 条 基礎データ総括担当者（以下「総括担当者」という。）は次のとおりとし、基礎データの管理・運用、サーバ管理等を行う。

- 一 総務課課長補佐（総務担当）
- 二 総務課総務係長

(基礎データ管理場所)

第 5 条 基礎データ管理場所は、総括責任者が別に定める。

(作業手順等)

第 6 条 基礎データの作業手順等については次のとおりとする。

- 一 総括担当者が毎年 3 月上旬に担当委員会・提出責任者に対して基礎データの作成依頼を行う。
- 二 基礎データの追加・修正・削除が必要となる場合は、総括責任者との協議により決定し、必要に応じて一覧表を更新する。
- 三 基礎データの作成方法については、一覧表の更新基準日および備考に掲げるとおりとする。
- 四 提出責任者は、提出年度の 4 月末日までに提出する。なお、基礎データに変更等が

生じない場合であっても同様とする。

五 提出期限までに提出できない場合は、総括責任者に理由・提出時期等を、理由書（任意様式）により報告する。

（基礎データの取り扱いについて）

第7条 一覧表に掲げる基礎データについては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律その他これに関連する規則等に基づき、慎重に取り扱わなければならない。

（雑則）

第8条 この要項によりがたい場合は、担当委員会・提出責任者と総括責任者との協議により行う。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。